



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 46/2014年8月号

発行日：2014年8月20日

最近夏休みを分散して取る傾向があるようで、8月に入ると街中のビジネスマンが少なくなった気がします。この夏は、突然の豪雨も多いので、休暇中は遠出を控えいつもとは違うジャンルの読書で気分をリフレッシュするのも良いかもしれませんね。

I. 最新情報（2014年7月1日～2014年7月31日）

1. 一般会計（会計制度委員会）

特になし

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2014年7月 23日	意見	IASB 公開草案「開示に関する取組み（IAS 第1号の修正案）」に対する意見について	平成26年3月25日に国際会計基準審議会（IASB）から、公開草案「開示に関する取組み（IAS 第1号の修正案）」が公表され、意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、平成26年7月23日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。	—

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2014 年7月 2日	研究 資料	非営利法人委員会 研究資料第6号 「非営利法人委員 会研究報告第25 号「非営利組織の 会計枠組み構築に 向けて」に関する ヒアリング調査結 果について」の公 表について	<p>日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、平成26年6月3日に開催された常務理事会の承認を受けて、非営利法人委員会研究資料第6号「非営利法人委員会研究報告第25号「非営利組織の会計枠組み構築に向けて」に関するヒアリング調査結果について」を7月2日付けで公表しましたので、お知らせいたします。</p> <p>本研究資料は、平成25年7月2日に公表しました非営利法人委員会研究報告第25号「非営利組織の会計枠組み構築に向けて」において提案しております非営利組織の会計枠組み構築に向けての基本的方向性や各論点について、関係者へのヒアリング調査結果を取りまとめたものです。</p> <p>今後も引き続き、ヒアリング調査によって明らかとなった課題への対応を含め、非営利組織会計の基本枠組みとモデル会計基準の開発を進めるための取組を、関係者の協力を得ながら進めていく所存です。</p>	—
2014 年7月 24日	研究 報告	非営利法人委員会 研究報告第27号 「社会福祉法人の 経営指標～経営状 況の分析とガバナ ンス改善に向けて ～」の公表につい て	<p>日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、平成26年6月3日に開催された常務理事会の承認を受けて、非営利法人委員会研究報告第27号「社会福祉法人の経営指標～経営状況の分析とガバナンス改善に向けて～」を7月24日付けで公表しましたので、お知らせいたします。</p> <p>本研究報告は、社会福祉法人のガバナンスの有効性を高め、その経営をより良いものとしていくために、法人自身及び利害関係者が法人経営の全体像を理解し、評価するための仕組みが求められる状況を踏まえ、社会福祉法人の経営状況の分析に資する指標（以下「経営指標」という。）を整理して提示することを目的としております。</p> <p>なお、経営指標については、本研究報告を利用される方々のより良い理解と利便性を考慮して、可能な限りその意義と解釈を丁寧に示すよう努めましたが、現状では、指標の基礎となるべき信頼性の確保された財務情報その他の情報の蓄積という点では課題も多く、個別の基準値は示しておりません。今後、社会福祉法人の財務諸表等に関する情報開示が十分な信頼性が確保された形で進展することを前提として、各指標について信頼できるデータの蓄積と、指標ごとの法人分布等に関する分析を進め、経営状態を評価するための</p>	—

			基準値の整備に向けた検討を進めることが必要であると認識しております。当協会としても、今後の社会福祉法人の情報開示とガバナンス、そして経営評価手法の発展に貢献していく所存です。	
2014年7月30日	委員会報告等	「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A並びに「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A【公営企業型版】の一部改訂について	<p>地方独立行政法人の会計に関する認識、測定、表示及び開示について定める「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」（以下、地方独立行政法人会計基準という。）が、平成26年3月31日に改訂されたのを受け、総務省及び日本公認会計士協会は、地方独立行政法人会計基準の実務上の留意点を定める「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A（以下、一般型Q&Aという。）並びに「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A【公営企業型版】（以下、公営企業型Q&Aという。）を改訂いたしましたのでお知らせします。</p> <p>平成25年の地方独立行政法人法の一部改正により、地方独立行政法人は、業務の見直し等により生じた不要財産を当該不要財産に係る出資又は支出を行った設立団体等に納付することとされ、また、関係設立団体の協議及び総務大臣等の認可により、地方独立行政法人の合併を行うことが可能となりました。これに対応して地方独立行政法人会計基準の改訂が行われたことに伴い、一般型Q&A及び公営企業型Q&Aを改訂し、関係規定の整備等を行うものです。なお、平成26事業年度から適用されます。</p> <p>最後に、今後も地方独立行政法人の会計の理論及び実務の進展とともに、Q&Aを充実・改善していく予定でありますことを申し添えます。</p>	—

5. IT 関係 (IT 委員会)

CPA協会HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2014年7月29日	公開草案	「IT委員会研究報告「重要な虚偽表示リスクと全般統制の評価」(公開草案)」の公表について	<p>日本公認会計士協会（IT委員会）では、平成20年1月21日付けでIT委員会研究報告第35号「ITに係る内部統制の枠組み～自動化された業務処理統制等と全般統制～」(以下「IT研35号」という。)を公表しております。</p> <p>IT研35号の公表から約6年が経過しており、その間、新起草方針に基づく監査基準委員会報告書及びIT委員会実務指針第6号「ITを利用した情報システムに関する重要な虚偽表示リスクの識別と評価及び評価したリスクに対応する監査人の手続について」</p>	—

			<p>(以下「IT実6号」という。)が公表されたことから、これらに合わせた見直しを行ってまいりました。</p> <p>このたび、一応の検討を終えたため、公開草案として公表し広く意見を求めることといたしました。</p> <p>IT研35号が全般統制と業務処理統制を概念的に整理したものであったことに対し、本公開草案では、全般統制に関する具体的な内容とこれに関連する財務報告における虚偽表示リスクを併せて例示し、実務的な分かりやすさを考慮して取りまとめております。業務処理統制については、IT実6号に十分な記載があるため、本公開草案では記載しておりません。</p> <p>なお、本公開草案の確定版の公表と同時に、IT研35号は廃止することを予定しております。</p>	
--	--	--	---	--

Ⅱ. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

子ども子育て支援新制度について

今回は、子ども子育て支援新制度について説明したいと思います。今回の記事は、東京CPAニュースの平成26年8月号（発行元：日本公認会計士協会東京会）に詳しく解説されておりますので、その記事を転載いたします。この記事を通じて、我々会計士がどのような接点を行政と持っているかご理解頂き、公認会計士監査のメリットを正確に認識して頂きたいと願っております。なお転載にあたり、日本公認会計士協会東京会から許可を得ていることを申し添えます。

<著者>

日本公認会計士協会 本部 子ども・子育て支援法対策PT 構成員

学校法人特別委員会 委員長、子ども・子育て支援部会 部会長

日本公認会計士協会東京会業務部幹事 高橋 克典

1. はじめに

平成24年8月に、いわゆる「子ども・子育て関連3法」が成立しました。これを受け、待機児童の解消などを目的とした「子ども・子育て支援新制度」（以下、「新制度」という）の検討が本格化しました。新制度は平成27年4月から開始の予定ですが、今回の制度改正は我々公認会計士の業務にも少なからず影響があることから、制度の概要及び監査業務に与える影響についてご説明致します。

2. 子ども・子育て支援新制度の概要

「子ども・子育て支援新制度」は、認定こども園の普及及び多様な子育て支援施策の充実により、待機児童の解消、質の高い教育・保育の総合的な提供、地域のニーズに応じた子育て支援の充実を図ることを目的としたものです。新制度は、私立・公立を問わず、すべての認定こども園、幼稚園、保育所を対象としていますが、一般的には私立に限定して議論されることが多いため、ここでも私立の認定こども園、幼稚園、保育所を念頭に置いて解説します。新制度では、これまでの認定こども園、幼稚園、保育所の枠組みが大きく変わることになりますが、これを理解するためのポイントは、「補助金の支給形態が変わる」という点にあります。

子ども・子育て支援の充実は、「社会保障と税の一体改革」における社会保障4経費の一つであり、新制度に係る経費には消費税が充当されることとなります。これに伴い、新制度での補助金の支給形態は、「施設型給付」又は「地域型保育給付」として、内閣府から市町村を通じて交付され、交付金額は、「単価×人数」で算定されることとなります。

現行制度における認定こども園、幼稚園、保育所が新制度においてどのように変わるのかを表したのが【図1】です。現行制度の認定こども園は「施設型給付」の枠組みに移行します。保育所も「施設型給付」の枠組みに移行しますが、保育所のまま移行するか認定こども園になるかを選択することができます（なお、保育所に対しては「施設型給付」ではなく「委託費」を支弁）。幼稚園については、「施設型給付」の枠組みに本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

おける幼稚園又は認定こども園に移行するか、あるいは現行制度の枠組み（私学助成）のまま継続する（図1の幼稚園のうち、新制度の枠組みからはみ出している部分）という選択肢も認められています。

幼稚園に関して、新制度に移行するか否かを決定するための考慮事項は様々ありますが、**最も大きなポイントは、「私学助成」の金額と、「施設型給付」の金額である**といえます。上述したように、「施設型給付」の交付金額は、「単価×人数」で決定されます。単価については、国が定める「公定価格」がベースとなりますので、公定価格の高低が意思決定に大きな影響を及ぼします。「公定価格」については、平成26年5月に仮単価が公表されていますが、この金額は消費税率が10%になることが前提の金額であり、平成27年度及び平成28年度はこれよりも低い金額となります（その間の単価は、26年7月時点で未定）。また、人数についても、どのくらいの園児を確保できるのかという見積りができなければ、金額のシミュレーションが困難であるといえます。このように、幼稚園については、新制度に移行するかどうかという点において、重要な意思決定を迫られています。必ずしも十分な情報のもとに判断できる状況ではないといえます。このため、新制度スタートの平成27年度は、従来通りの「私学助成」を受けて、平成28年度以降、制度の内容が十分明らかになってから、「施設型給付」へ移行するかどうかを検討する、という幼稚園が多い、とも言われています。

【図1】子ども・子育て支援新制度の概要

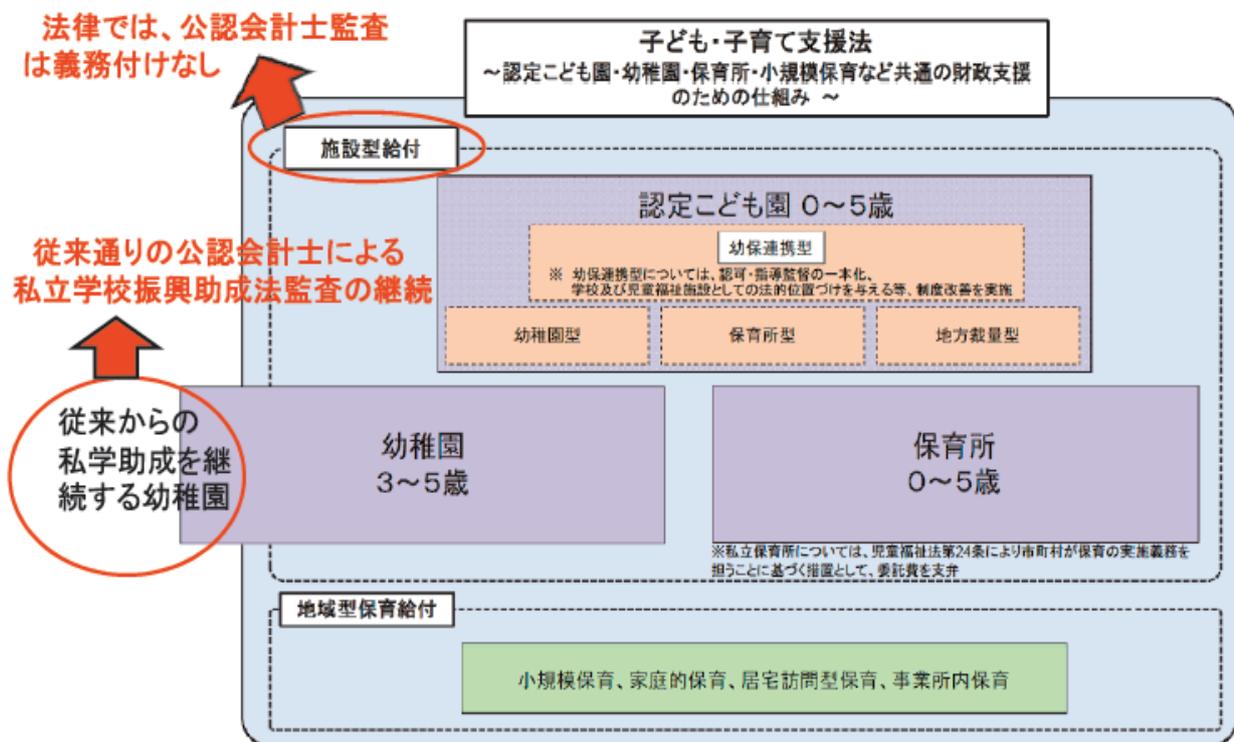


図1 子ども・子育て支援新制度の概要

3. 監査業務に与える影響

上述したように、新制度では、幼稚園にはいくつかの選択肢が認められていますが、大きく分けると、「私本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

学助成」を継続するか、「施設型給付」の枠組みに移行するかという選択となります。我々の監査業務においても、この選択が影響を及ぼすこととなります。皆様もご承知のとおり、学校法人は私立学校振興助成法に基づく会計監査が義務付けられています。ところが、「施設型給付」に移行した場合、私立学校振興助成法に基づく監査の対象外となってしまいます。また、新制度では、法律上、公認会計士又は監査法人による会計監査は義務付けられていません。そのため、「施設型給付」に移行した幼稚園法人（幼稚園のみを設置する学校法人のこと）に対しては、法定監査は不要となります。日本公認会計士協会が公表している監査実施状況調査（平成24年度）によると、現在、**私立学校振興助成法に基づく法定監査を実施している幼稚園法人は4,419法人、監査報酬合計で約30億円の規模**となっています。必ずしもこれらのすべてが新制度に移行し、法定監査の対象外となるものではありませんが、我々監査業界にとってのインパクトは、決して小さくないと考えられます。

4. 日本公認会計士協会における対応

「私学助成」と「施設型給付」はそれぞれ名目が異なりますが、税金を財源とする公費が投入されている以上、公費の適切な活用の観点から、財務報告の透明性が求められます。これまで私立学校振興助成法による監査を受けていた幼稚園が、補助金の交付形態が変更されたために監査が不要となるという状況は決して好ましいとはいえません。そのため、日本公認会計士協会において、何らかの形で会計監査や情報公開の枠組みを設けることができなにかを検討する必要がありました。

このような状況に対処すべく、平成26年1月に本部で「子ども・子育て支援法対策PT」が発足しました。PTでは、地域ごとの対応状況の把握や内閣府、文部科学省、厚生労働省からの情報収集等を行うとともに、日本公認会計士政治連盟を通じた国会議員への働きかけ等を積極的に実施してまいりました。また、内閣府の「子ども・子育て会議」のメンバーの中からも、会計監査を求める意見がいくつも出されました。その結果、法改正による法定監査の導入は難しいとされながらも、

① 公認会計士又は監査法人による外部監査を受けた場合は、監査報酬の一部を「外部監査費加算」として公定価格に加算して交付する

② 外部監査を受けた場合は、市町村による指導監査のうち会計監査を対象外とする方向で検討されることになりました。

①の「外部監査費加算」については、公定価格の仮単価表にも単価が明示されています。加算額は、この単価に3月の園児の人数を乗じた金額となります。ここでのポイントは、「外部監査費加算」はあくまでも「監査報酬の一部に対する補助」と理解すべきであるという点です。現行制度の私学助成においても、学校法人の経費の全額に対して補助金が交付されているわけではありません。

都道府県によっては、監査報酬そのものが補助対象外とされているところもあります。この場合、幼稚園にとっては、新制度で「外部監査費加算」を受けることで現行制度よりも監査報酬の負担が軽減するといえます。また、私学助成に限らず、補助金は当該事業に要する経費の一部に対して交付されることが一般的です。そのため、「外部監査費加算」の金額と監査報酬の金額を単純に比較して「高くなる」あるいは「安くなる」といった判断をされないようにご留意いただきたいと思います。

②の指導監査の取り扱いについては、現在、国において「検討中」の段階であり、明文化された通知等は本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

発出されていない状況にあります。ただし、内閣府のホームページに掲載されている各種説明資料の中には、この方向性が明記されており、また、担当官による各地の説明会資料等でもこの基本的な方向性は明示されています。この取り扱いは、**幼稚園にとっては慣れ親しんだ会計監査を継続することで負担が軽減しますし、市町村にとっても指導監査の負担が軽減されると考えられる**ため、幼稚園及び市町村のいずれにもメリットをもたらすといえます。

以上2点の手当てにより、任意監査ではありますが、公認会計士又は監査法人の監査を継続できる余地が残されたといえます。

5. 日本公認会計士協会東京会における対応

次のステップとして、地域会レベルで市町村の新制度担当者に対して上記の取扱いを周知するとともに、外部監査を利用することによるメリットをアピールする必要があります。新制度の枠組みは国が決定しますが、実際の運用は、市区町村に委ねられるため、市区町村が、どれだけ公認会計士監査のメリットを理解するかによって、市区町村の幼稚園に対する指導に大きな影響を与えると推測されるからです。日本公認会計士協会では、平成26年5月28日に、内閣府担当者を講師に招いて、新制度の説明会を行いました。そこでは、施設型給付を受ける幼稚園への監査の継続のために、各地域会、地区会がどのように自治体への働きかけを行うかについての原案が示されました。

それを受けて、日本公認会計士協会東京会においては、平成26年7月に「子ども・子育て支援部会」を設置しました。当支援部会の主な目的は、新制度についての情報収集と会員への情報発信並びに各自治体等との調整機能にあります。

従来、幼稚園は都道府県が監督していましたが、新制度では、監督権限は市町村に移ります。市町村の担当者は、これまで馴染みのなかった学校法人の事業内容や会計基準について十分に理解した上で指導監査を実施することになります。この点において、長年、学校法人の監査に従事してきた公認会計士が、その経験を活かして新制度の円滑な導入の支援を実施する余地があるといえます。

日本公認会計士協会東京会子ども・子育て支援部会としては、各県会、各地区会の担当者と共に、多くの自治体に伺い、公認会計士監査のメリット【図2参照】を理解していただき、新制度の施設型給付の幼稚園、認定こども園についても、公認会計士監査が継続、普及するよう努めて参ります。

6. 今後の見通し

先に説明した2つの手当てのうち、指導監査の一部免除については、まだ国において「検討中」の状況です。新制度の枠組みは決定しているものの、検討すべき事項は山積しており、会計監査の取り扱いもその中の一つという位置づけです。そのため、今後の「子ども・子育て会議」の動向に留意しておく必要があります。内閣府のホームページには最新情報が順次公開されていますので、ご参照ください。

日本公認会計士協会本部PT及び日本公認会計士協会東京会子ども・子育て支援部会では、引き続き国及び自治体への働きかけを継続しますが、特に幼稚園法人の監査を担当されている先生方におかれましては、新制度について十分にご理解していただいた上で、関与先に対して、施設型給付に移行する幼稚園にとっても外部監査導入のメリットがあることをご説明いただき、外部監査に対する理解・継続を得るようお願いしたいと存じます。なお、新制度及び会計監査の取り扱いについてご不明の点がございましたら、当支援部会本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

までお問い合わせください。

【図2】公認会計士監査のメリット

施設型給付の幼稚園、認定こども園にとってのメリット

1. 公認会計士（又は監査法人）監査による監査証明を受けて、計算書類に信頼性が付与される
2. 公認会計士（又は監査法人）による会計監査の一環として、様々な経営上のアドバイスが、日常的に気軽に受けられる
3. 「外部監査費加算」として監査報酬の一部が公定価格に加算されるため、費用負担が軽減される
4. 従来からの公認会計士（又は監査法人）による監査を継続することで、自治体等との対応において事務的な負担が軽減される

園を指導・監督する市区町村にとってのメリット

1. 長年の学校法人監査の実績がある公認会計士（又は監査法人）による監査によって、会計監査の実効性と計算書類の信用性が高まる
2. 公費の使途につき、外部専門家の利用により、透明性が高まる
3. 継続的な公認会計士（又は監査法人）による会計監査の過程で、様々な経営上の専門的アドバイスが行われ、市区町村による指導との相乗効果がある
4. 指導監督のコスト（人員、所要時間、諸費用）が軽減される

以上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703